処	分の概要	使用の許可
例根	規 名 拠条項	芦屋市立公民館設置条例 第5条第1項
例	規 番 号	昭和51年条例第27号

【根拠条文】

(使用の許可等)

- 第5条 公民館の施設及び附属設備等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、前項の許可に公民館の管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。
- 3 公民館は、その目的のため使用するほか、委員会が適当と認めたときは、一般の使用に供することができる。

【基準】

根拠条文、第6条及び芦屋市立公民館設置条例施行規則第5条の規定による。

(使用許可の制限)

- 第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しないものとする。
 - (1) 法第23条の規定に反すると認めるとき。
 - (2) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれのあるとき。
 - (3) 飲酒を伴つた行事又は集会のために使用しようとするとき。
 - (4) 引き続き7日を超える使用及び曜日、日時等を指定して独占的使用を行うとき。ただし、委員会が特に認める場合は、この限りでない。
 - (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (6) 管理上支障があると認めるとき。
 - (7) その他委員会が不適当と認めるとき。

「芦屋市立公民館設置条例施行規則]

(使用許可の順位)

- 第5条 使用許可の順位は、使用の申請を受理した順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、使用目的が室の機能に合致する使用を優先するものとする。
- 2 前項本文中の規定にかかわらず芦屋市は、公民館の円滑な運営を妨げない限度内において、優先して使用することができる。

標準処理期間

1日

備考

1			条例適用申請	青に対す	る処分個	票
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第9条ただし書
例 規 番 号	昭和51年条例第27号

【根拠条文】

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会において特別の事由があると認めると きは、その一部又は全部を還付することができる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市立公民館設置条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の還付)

第11条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

(1) 全額を還付する場合

ア 使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。

イ 委員会が公益上の都合によつて使用許可を取消したとき。

(2) 50パーセントを還付する場合 使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。

(3) 月額の全額を還付する場合

条例第8条に規定する附属設備等のうちロツカー及びスチール棚については、使用残期間が1月以上であつて、使用の取消しを申し出て認められたとき。

- (4) 過納となつた額の全額を還付する場合
- 第7条の規定による使用の変更が認められた場合で、既に納めた使用料の額が過納となつたと き。
- 2 条例第8条の規定による附属設備等使用料を前納した場合で、使用者が使用の取り消しを事前に申し出て認められた場合は、前納した額の全額を還付する。
- 3 前2項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書兼領収書を添えて委員会に提出しなければならない。

標準処理期間	14日
備考	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第10条
例 規 番 号	昭和51年条例第27号

【根拠条文】

(使用料の免除)

第10条 委員会は、使用者に対して、社会教育又は公益上特に必要があると認める場合は、使 用料の一部又は全部を免除することができる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市立公民館設置条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の免除)

- 第10条 委員会が特に必要と認める場合は、条例第7条に定める施設使用料及び条例第8条に 定める附属設備等使用料の全額を免除する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料の3割の額を免除する。
 - (1) 芦屋市が主催又は共催する行事のため使用するとき。
 - (2) 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号) 第5条の規定により承認された団体が社会教育に関する事業を行うとき。
 - (3) 芦屋市民会館条例施行規則(昭和44年芦屋市規則第34号)第19条の規定による指定団体が公共目的のため使用するときで、公民館の目的に合致すると認められるとき。
 - (4) 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条 第1項に規定する福祉団体が使用するとき。
 - (5) 市内に所在する国及び他の地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。
- 3 前項各号の規定による施設使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これ を切り上げる。
- 4 施設使用料及び附属設備等使用料の免除を受けようとする者は、申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、前項第2号から第4号までにあつては、使用者は、関係職員の求めに応じ、同項第2号から第4号までに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければならない。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日

処分の概要	特別の設備等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第12条
例規番号	昭和51年条例第27号

【根拠条文】

(特別の設備等の承認)

第12条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	5日
--------	----

備考

│設 定 年 月 日 │ 平成 28 年 4 月 1 日 │ 最終変更年月日 │ 年 月 日	設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
--------------------------------------------------------------	-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用の変更の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例施行規則 第7条第1項
例規番号	昭和51年教育委員会規則第7号

【根拠条文】

(使用の変更等)

- 第7条 使用者が、やむを得ず公民館の使用許可事項を変更しようとするときは、使用変更申 請書に使用許可書を添えて許可を受けなければならない。
- 2 前項に定める変更願の届出は、使用日の14日前までとする。
- 3 使用許可の変更は1回限りとし、使用許可変更承認書兼精算書を交付してこれを行う。この場合において、使用料に差額のある場合は、その差額を直ちに納入しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	1日
備者	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	